

No.	質問	回答
電子見積・請求サービスの制度・運用に関するご質問		
1	電子帳簿保存ソフトを導入していないが、このサービスを利用する場合はサービス上の電子帳簿保存機能により無料で保存・閲覧が可能ですか。	可能です。
2	取引の対象所属について、原則全ての所属が対象とのことですが、公所(各事務所、県立学校等)等とこのサービスで見積書や請求書のやり取りが可能ですか。詳しく知りたいです。	公所等とやり取りが可能です。 対象となる所属は企業局を除いた原則全ての所属ですが、下記のような所属が対象となります。 ・本庁各課室 ・出先機関 ・教育委員会(県立学校含む) ・県警
3	企業局が対象外となるのはなぜですか。	企業局は独自の会計システムを使用しているため、対象外となります。
4	サービスの利用について、県の見積依頼から取引が始まる場合と、請求書のみ発行する場合の2パターンについて説明がありましたが、取引ごとに利用パターンや、従来どおりの紙での提出を使い分けることは可能ですか。	取引ごとに利用しやすい方法を御選択いただくことが可能です。
5	今後継続して同じサービスを使用する予定ですか。	当面の間、継続してサービスを使用する予定ですが、利用状況を鑑みながら見直しをする可能性もあります。
6	対象となるのは県と直接取引する場合のみでしょうか。	県と直接取引をする場合のみです。 県から委託された事業者からの発注等は対象外です。
7	建設工事の請求書も対象となりますか。	建設工事に関する特定の請求書様式が定められている場合は、原則として本サービスによる提出は対象外と想定しています。 ただし、今後の利用状況等を鑑みて対象の拡大を検討する場合があります。
8	今後は県からの見積依頼は全てこのサービスで行われますか。 また、請求書の提出は全てこのサービスで行う必要がありますか。	従来どおりの方法でも見積書・請求書等を御提出いただけますが、県では、電子見積・請求サービスの積極的な利用を進めています。 利用については、添付資料の有無などを考慮し、事業者の皆様の御理解をいただいた上で利用することとしますので、御協力をお願いいたします。
9	見積書受領後、契約相手以外(見積書不採用の場合)にも返信はありますか。 また、契約相手・契約金額は公開されますか。	サービス上で見積書が採用となったか不採用となったか結果を確認することができます。ただし、不採用の通知の発出については案件ごとの判断となります。 契約相手・契約金額についてはサービス上では公開されません。

No.	質問	回答
10	自社の環境でサービスが利用できるか、推奨環境について詳しく知りたい。	<p>BtoBプラットフォーム各種サービスは、以下に記載のブラウザ(製造元のサポート期間内のバージョン)での動作をサポートしています。 動作サポート以外のブラウザをご利用の場合、レイアウト崩れや動作不具合などの問題が生じる恐れがあり、サポートの対象となりませんので、対象のブラウザをご利用いただくようお願い致します。</p> <p>対応ブラウザ一覧 (1)Windows Microsoft Edge 最新版(Chromium版のみ) Mozilla Firefox 最新版 Google Chrome 最新版 (2)macOS Safari 最新版 Mozilla Firefox 最新版 Google Chrome 最新版</p>
11	複数口座を登録したい場合や口座を使い分けたい場合はどのようにすれば良いでしょうか。	<p>請求書のみ発行する場合については、「振込先口座一覧」に使用したい口座を登録することで、請求書発行の際に登録した口座の中から選択することが可能です。口座の登録方法については初期設定マニュアルP.11「1初期設定(4)振込先口座の設定」をご確認ください。</p> <p>見積書から発行する場合については、別途設定が必要ですので今後掲載する操作マニュアルにおいて設定方法をご案内します。</p>
12	発注からの利用も可能ですか。	見積書、発注請求書共に県からの依頼を受けて御提出いただきますので、県から電子見積・請求サービスで発注から依頼があれば可能です。
13	請求書への印影の登録方法について教えてください。	<p>県のホームページからダウンロードできる初期設定マニュアルP.24をご確認ください。</p> <p>県ホームページ: https://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/denshiseikyu.html</p> <p>なお、印影の設定は必須ではありません。</p>
14	請求書明細の明細日付(取引年月日)について、サービス提供単位が月単位のため、現在作成している請求書には〇年〇月分や〇月1日~31日といった取引日の表示をしています。BtoBプラットフォーム請求書でも同様の表示は可能ですか。	<p>明細日付については期間の入力ができないため、サービス提供単位が月単位等特定の日付ではなく期間単位の場合には次のとおり入力をお願いします。</p> <p>①明細備考欄に〇年〇月分や〇月1日~31日と入力 ②明細日付には期間の末日を入力</p>

No.	質問	回答
15	4月以降利用できる、操作方法の問合せ先を教えてください。	BtoBプラットフォームの画面の「お問合せフォーム・チャット」からお問合せが可能です。 お問合せ方法は、今後県ホームページに掲載予定の操作マニュアルにてご案内いたします。 掲載予定URL(県HP): https://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/denshiseikyu.html
16	登録したメールアドレスは後から変更が可能でしょうか。	可能です。
17	見積書等のPDFは発行前に出力が可能でしょうか。	発行前にPDF印刷はできませんが、プレビュー機能によりPDF印刷した場合の画面イメージを事前に確認することが可能です。
18	役務の提供等において納品書の省略は可能でしょうか。	納品書または完了報告書を御提出いただく必要があります。
19	クラウド上のデータは、どの程度の期間残るでしょうか。	10年間保存されます。
20	クラウド上のデータは、最大何名まで見に行くことが可能でしょうか。	制限はありません。
21	プラットフォームのIDは1社あたり1IDになるでしょうか。 本社を栃木県以外の県に、支社を栃木県を含めた他県に置いています。 取引の際は支社より見積書や請求書等の書類を送付していますが、もしIDが上記のとおりとなる場合、本社で作成の上、支社とID・パスワードを共有する形をとることになるでしょうか。	原則としてIDは1社につき1IDです。ただし、1IDにつき請求書の発行者(法人の代表者等)が1つしか設定できないため、同一法人であっても請求書の発行者が異なる場合(本社・支社等)はそれぞれで利用申請を行っていただく必要があります。 御質問いただいたケースにおいて、請求書の発行を本社名(法人の代表者等)で行う場合は本社名義で利用申請をお願いします。支社名(支社長名等)で行う場合は支社名義で申請ください。
	社内に複数人の担当者いる場合も、1社1IDの登録になるでしょうか。 県への利用登録は法人のひとつのIDで、システム利用は複数名で利用することが可能なのでしょうか。	原則としてIDは1社につき1IDであり、事業者としての県への利用申請は1ID分に限ります。ただし、御質問いただいたように担当者が複数いる場合については、事業者IDの登録後、サービス内でお手続きいただくことにより、社員IDを追加いただくことが可能です。操作方法については県ホームページに掲載されている初期設定マニュアルP.22「3 その他(2)複数の社員で利用する場合の設定方法」を御確認ください。 県ホームページ: https://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/denshiseikyu.html なお、1IDにつき請求書の発行者(法人の代表者等)が1つしか設定できないため、同一法人であっても請求書の発行者が異なる場合(本社・支社等)はそれぞれ利用申請を行っていただく必要があります。
22	年間契約を結び、毎月実績で請求する場合の操作はどうなりますか。	今後掲載予定の操作マニュアル等においてご案内します。 掲載予定URL(県HP): https://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/denshiseikyu.html
23	社内の別部署で既にBtoBプラットフォームのアカウントを作成しています。 できれば別のアカウントを登録したいのですが、問題ないでしょうか。	問題ありません。 県に利用申請をご提出される際に、登録したいメールアドレスをご記入ください。

No.	質問	回答
24	BtoBプラットフォーム見積書について 消費税が10%と軽減8%が混在する見積を作成すると項目ごとの消費税計算になつてしまい、インボイスに準じた請求書を発行する際に誤差が生じてしまいます。 この様な場合はどのように対応すればよろしいでしょうか。	インボイス制度に準じた請求書の発行につきましては、金額計算方法を総額計算に設定してください。 設定方法については、今後県ホームページに掲載予定の操作マニュアルにてご案内いたします。 掲載予定URL(県HP): https://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/denshiseikyu.html

No.	質問	回答
25	電子調達システムとの関係はどうなっていますか。	<p>それぞれのシステム(サービス)のできることで、対象となる案件については下記のとおりです。</p> <p>○電子調達システムで可能なこと</p> <p>1 入札手続き 対象: 電子入札を行うもの ※対象案件の詳細は下記URLから御確認ください。 https://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/dennsinyuusatudounyuu.html (栃木県HP)</p> <p>2 見積合わせ 対象: 公募型見積合わせ(オープンカウンター)を行うもの ※ 会計局会計管理課(本庁)で調達する物品のうち、予定価格が10万円以上160万円以下のもの</p> <p>○電子見積・請求サービスで可能なこと</p> <p>1 見積書・納品書(完了報告書)の提出 対象: 入札を行うもの、公募型見積合わせにより見積合わせを行うもの以外で見積書を提出するもの ※公募型見積合わせでない、通常の見積合わせは対象となります。</p> <p>2 請求書の提出 対象: 原則全ての請求書を提出する案件</p>
26	職員への周知状況はどうなっていますか。	令和6(2024)年2月7日に職員説明会を実施しています。
27	競争入札参加資格を所持していないと利用申請できませんか。	競争入札参加資格をお持ちでない場合も、利用申請が可能です。
28	個人情報流出の際、どこが責任を持ちますか。	管理責任につきましては、以下の個人情報保護方針に記載しており、個人情報の管理については運営会社である株式会社インフォーマットの責任において管理を行います。 インフォーマットホームページ: https://corp.infomart.co.jp/privacy/index.html
29	税率改正の際に、アップデートはどうなりますか。	改正に応じて、順次システムもアップデートいたします。
30	栃木県内の市町村のDXサービスの展開について教えてください。	県内市町村に対し、県取組の情報提供を行う等によりDX推進に協力していく予定です。
31	栃木県内でBtoBプラットフォームを利用している自治体はありますか。	令和6(2024)年2月現在では県の他に利用している自治体はありません。